

第1章  
計画の基本的な考え方

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

我が国では、個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが着実に進められてきています。

平成 11 年に制定された男女共同参画社会基本法では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題であり、21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置づけています。

男女共同参画社会は着実に実現の方向にある一方で、「男は仕事、女は家庭」というような固定的役割分担意識や慣行はまだまだ残っているのが現状です。

このような状況の中、本町では、第 1 次・第 2 次・第 3 次越生町男女共同参画プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な取り組みをしてきました。

こうした現状や第 3 次越生町男女共同参画プランの進捗状況を踏まえるとともに、新たな課題や取り組むべき施策の方向を明らかにし、男女共同参画社会の実現に向けて、目標を定め、施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たな計画として第 4 次越生町男女共同参画プランを策定したものです。

### 2 計画策定の背景

#### (1) 世界の動き

国際連合は、昭和 47 年の国連総会で、昭和 50 年を「国際婦人年」と定め、女性の自立と地位の向上を目的として、世界的規模で取り組んでいくことを宣言しました。

この年、メキシコシティにおいて「国際婦人年世界会議」が開催され、「世界行動計画」が採択されました。「世界行動計画」では、女性が不当に差別されることなく、社会のあらゆる分野に参加し、社会的、経済的利益を享受するとともに、社会の進歩に貢献することを基本理念として、解決すべき様々な課題が示されています。

国際連合は、国際婦人年に続く昭和 51 年から昭和 60 年までの 10 年を「国連婦人の 10 年」と決定し、加盟国に対し「世界行動計画」の実現を積極的に呼びかけ、それが世界の女性の自立と地位の向上に大きな進展をもたらすことになりました。

10 年の中間点にあたる昭和 55 年には、「国連婦人の 10 年」中間年世界会議がコペンハーゲンで開催され、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）の署名式が行われ、我が国もこれに参加し署名しました。

昭和 60 年には、ケニアのナイロビで「国連婦人の 10 年」最終会議が開かれ、10 年間の成果を評価するとともに、なお残された課題解決のため、西暦 2000 年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（以下「ナイロビ将来戦略」という。）が採択されました。

さらに、平成 2 年には、「ナイロビ将来戦略」の「第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」（ナイロビ将来戦略勧告）が国連経済社会理事会で採択されました。これには 24 の具体的な目標が掲げられ、「ナイロビ将来戦略」の実施ベースを早め、さらに積極的に取り組むように各国政府に要請しています。

平成 7 年には、アジアではじめて北京市で開催された第 4 回世界女性会議において、「行動綱領」（北京宣言）が採択され、各国政府に「ナイロビ将来戦略」の完全な実施と 12 の重大問題への積極的な取り組みを求めています。

また、平成 12 年には、ニューヨークの国連本部で特別総会として「女性 2000 年会議」が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（いわゆる「成果文書」）が採択されました。

北京会議の開催から 10 年たった平成 17 年には、ニューヨークの国連本部において、165 か国の政府代表 1,800 人と NGO※16,000 人の人々が出席し、「北京+10」と銘打った会議が開催され「北京宣言」と「行動綱領」の再確認と各国政府にさらなる行動を求める「政治宣言」を採択しました。

さらに、平成 22 年に開催の「第 54 回国連婦人の地位委員会（北京+15）」においては、「北京宣言及び行動要領」などの実施に対する貢献を強化する「宣言」と、7 項目の「決議」が採択されています。

また、国連では、平成 22 年に、これまで女性の地位向上を進めてきた 4 つの機関を統合・強化した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN-Women）」が発足し、女性の政治参加とリーダーシップの促進、女性の経済的エンパワーメント、女性・女兒に対する暴力の撤廃などを重点分野として取り組んでいます。

平成 27 年に開催された国連サミットでは、「継続可能な開発の 2030 アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標（SDGs）」において、17 の目標のうちの一つとして「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女兒のエンパワーメントを図る。」という目標が掲げられています。

---

※1 NGO：非政府組織のことで、民間人や民間団体のつくる機構・組織であり、国内・国際の両方があります。日本では、NGO という言葉が、国際的なものとして使われており「国際協力に携わる組織」や「政府を補完する側面」というような場合に使用されています。

## (2) 国の動き

我が国においては、世界行動計画を受けて、昭和 50 年、内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を設置し、昭和 52 年 2 月には、向こう 10 年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにする「国内行動計画」を策定しました。

その結果、「国連婦人の 10 年」の間に女性に関する施策の取り組みは、大きく進展し、女子差別撤廃条約の批准（昭和 60 年）をはじめ、男女雇用機会均等法の制定、国籍法の改正や高等学校の「一般家庭」の女子のみ必修から男女共修への移行などが行われ、法制面での男女平等はほぼ達成されました。

昭和 62 年には、「ナイロビ将来戦略」の趣旨を受け、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定し、女性関係施策の基本的な方向性が示されました。

さらに、平成 3 年には、同計画の第一次改定が行われ、21 世紀の社会は、あらゆる分野へ男女が共通して参画することが必要であるとの認識に立って、「共同参加」から「共同参画」へと表現を改め、「男女共同参画型社会」の構築に向けて取り組みを進めてきました。

平成 6 年 6 月には、総理府に男女共同参画室を発足させるとともに男女共同参画審議会を設置しました。さらに、同年 7 月、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部が設置されました。

平成 8 年 7 月には、男女共同参画審議会において、第 4 回世界女性会議の「行動綱領」などの趣旨を踏まえて、21 世紀に向けた「男女共同参画のビジョン」が作成され、さらにその内容を基に、平成 8 年 12 月には、「男女共同参画 2000 年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 12 年度までの国内行動計画」が策定されました。

平成 11 年には、男女共同参画社会基本法が施行され、また平成 12 年には、基本法に基づく初めての計画である「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 13 年に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）が制定され、平成 16 年には、「DV 防止法」の改正、さらに平成 18 年には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正等により整備が図られてきました。

また、平成 17 年には、新たに「男女共同参画基本計画（第 2 次）」を閣議決定し、我が国における男女共同参画社会の実現に一層取り組んでいくこととしました。

さらに、平成 18 年には、「男女雇用機会均等法」が改正され、性別による差別禁止の範囲の拡大や妊娠・出産等を理由による不利益な取扱いの禁止等が盛り込まれました。平成 19 年には、「DV 防止法」が改正され、市町村基本計画の策定や配偶者暴力支援センターの設置が努力義務化されました。

同年12月のワーク・ライフ・バランス※2推進官民トップ会議において、関係者が積極的に取り組みを進めていくために、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、それに基づき平成20年を「仕事と生活の調和元年」と位置付けました。

平成22年には、新たに第三次男女共同参画基本計画が閣議決定され、令和2年までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取り組みを推進するなど、男女共同参画社会の実現に対する姿勢が一段と強化されました。

平成25年には、DV防止法が再び改正され、加害者について、生活の本拠を共にする交際相手も含まれることになりました。

平成27年に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、女性の職業生活における活躍を社会全体で推進することが義務づけられました。

また、平成30年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行され、衆議院、参議院及び地方議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指していくことになりました。

令和2年には、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定され、令和2年度から令和4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間とし実効性のある取り組みを進めることが決まりました。

同年の12月に、第5次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。

### (3) 埼玉県の動き

埼玉県では、昭和50年の「国際婦人年」や、これに続く「国連婦人の10年（昭和51年～昭和60年）」及び昭和52年の国の「国内行動計画」の策定など国内外の動向や県の状況を踏まえ、昭和55年1月第1次計画である「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」を策定しました。

その後、昭和59年に、国内外における女性関係施策や女性をめぐる社会経済状況の変化などに対応するため、「婦人の地位向上に関する埼玉県計画（修正版）」を策定しました。

また、昭和61年には、第2次計画として、昭和61年度から平成7年度を計画期間とする「男女平等社会確立のための埼玉県計画」を策定し、その後、計画策定後の社会情勢の変化に対応するため、平成2年3月に「男女平等社会確立のための埼玉県計画」の見直しを行いました。

平成7年には、男女共同参画社会の実現の行動方針として、「2001 彩の国男女共同参画プログラム」が策定されました。

---

※2 ワーク・ライフ・バランス：「仕事」と子育てや地域活動など「仕事以外の活動」を組み合わせ、バ

ランスのとれた働き方を選択できるようにすることで、「仕事と家庭の両立」よりも広い概念で、企業にとっては、従業員がやりがいのある仕事と充実した私生活の健康的なバランスをとり、個人の能力を最大限発揮できるようにすることで、生産性・業績を上げる効果があるといわれています。

平成12年3月には、男女共同参画社会基本法の施行などの、国内外の動向や県の状況を踏まえて、全国では初めて苦情処理機関の設置を盛り込んだ「埼玉県男女共同参画推進条例」が制定され、さらに、埼玉県における男女共同参画の推進に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本的な計画として、平成14年度から平成23年度までを計画期間とする「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」を策定し、平成18年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく基本計画として、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定しました。

平成19年には、「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」の中間年にあたり計画の一部見直しがされるとともに、平成20年には、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の見直しも行われ、配偶者等からの暴力を許さない社会の実現に向けた取り組みが強化されています。

平成21年には、「改正DV防止法」に基づき、若年者への啓発、市町村の計画策定への支援、被害者の自立支援等を盛り込んだ新たな基本計画「配偶者からの暴力防止及び被害者基本計画」を策定しました。

平成24年には、国の「第3次男女共同参画基本計画」を踏まえた「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定するとともに、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」を策定しました。計画で具体的に取り組み事項としては、M字カーブ問題の解消のための就労支援や男性にとっての男女共同参画の充実などが示されています。また、同年、働く女性を支援するため、産業労働部内に「ウーマノミクス課」を新設し、女性の就業相談や企業内保育所の設置支援などの取り組みが始まりました。

平成29年に国の「第4次男女共同参画基本計画」を踏まえた「埼玉県共同参画基本計画」を策定するとともに「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」を策定しました。

### (4) 越生町の動き

本町では、平成6年に女性行政庁内コンサル会議を設置し、越生町職員意識調査を実施しました。平成8年には、女性政策の推進及び女性の地位向上を図ることなどを審議する機関として、越生町男女共生推進会議を組織するとともに、女性情報紙を創刊しました。また、平成9年には、町民への「男女平等意識調査」を行い、男女平等に関する意識や実態等を把握し、平成14年に「越生町男女共同参画プラン（第1次計画）」を策定しました。

また、平成23年には、第1次計画の内容を踏まえ、「男女共同参画プラン（第2次計画）」を策定し、同計画に基づき、男女共同参画の実現に向け

て、一層の施策の推進を図ってきました。

平成25年には、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のために、DV防止基本計画を策定しました。

平成28年には、第2次計画の内容を踏まえ、「男女共同参画プラン（第3次計画）」を策定し、男女平等意見調査を実施し第2次計画との比較を行いました。

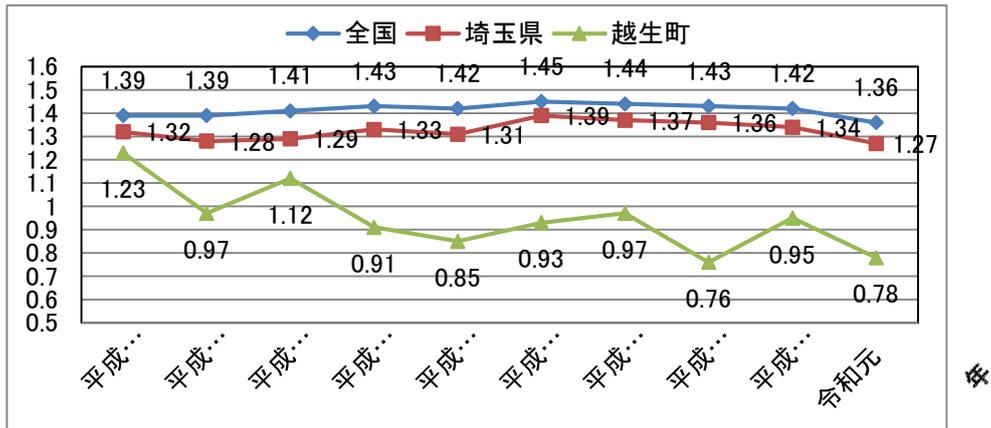
本町の男女共同参画推進の取組は、「男女共同参画プラン（第3次計画）」が令和2年度で終了することから、町民意識調査を実施し、越生町男女共生推進会議からの答申を踏まえるとともに、国の第5次男女共同参画基本計画等を勘案し、「男女共同参画プラン（第4次計画）」を令和3年度から令和7年度までの計画期間として策定いたしました。

(5) 社会環境の変化

① 少子化の状況

少子化の状況を合計特殊出生率※3の推移（図1）で見ると、全国および県では、現状を維持しているのに対して、町については、近年徐々に減少している状況にあります。令和元年の合計特殊出生率は、全国が1.36、県が1.27に対し、町は0.78と依然として低い状況にあります。

■図1 合計特殊出生率の推移

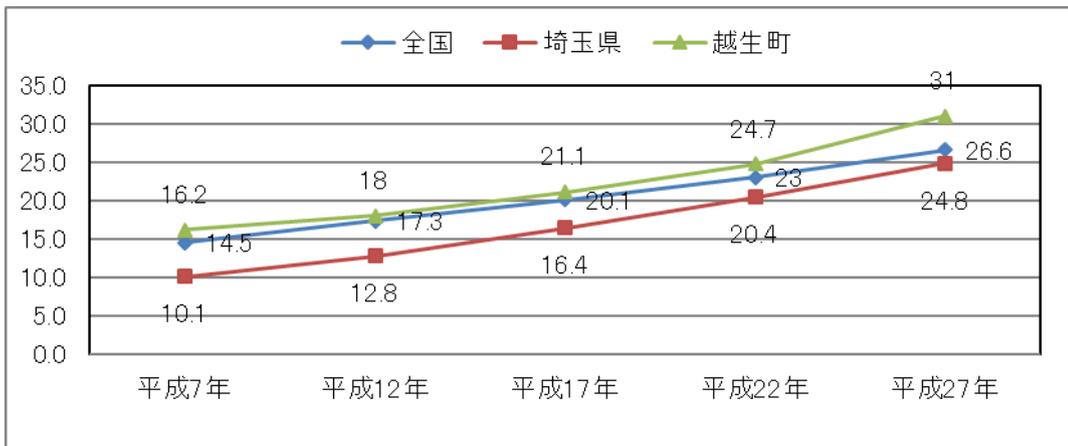


資料：人口動態統計

② 高齢化の状況

本町の高齢化は、高齢化率の推移（図2）で示すとおり、着実に増加している状況にあります。平成27年の高齢化率は、全国で26.6%、県が24.8%、町は31.0%の状況となっています。今後高齢化社会の進行は着実に増加していくことが予想されます。

■図2 高齢化率の推移



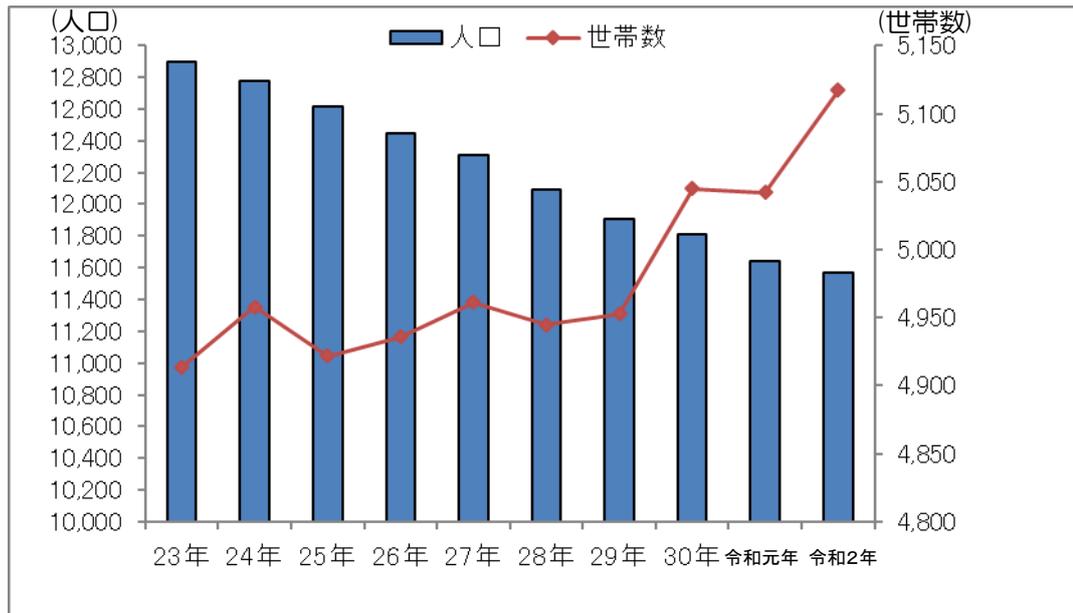
資料：国勢調査

※3 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の平均の子どもの数を言います。

③ 人口の状況

本町の人口・世帯数の推移（図3）をみると、人口では平成24年をピークとして減少傾向にあります。一方、世帯数については増加している状況にあり、核家族化の進行や未婚・離婚の増加等による単身世帯やひとり親世帯の増加などの状況が表れていると考えられます。

■図3 越生町の人口及び世帯数の推移

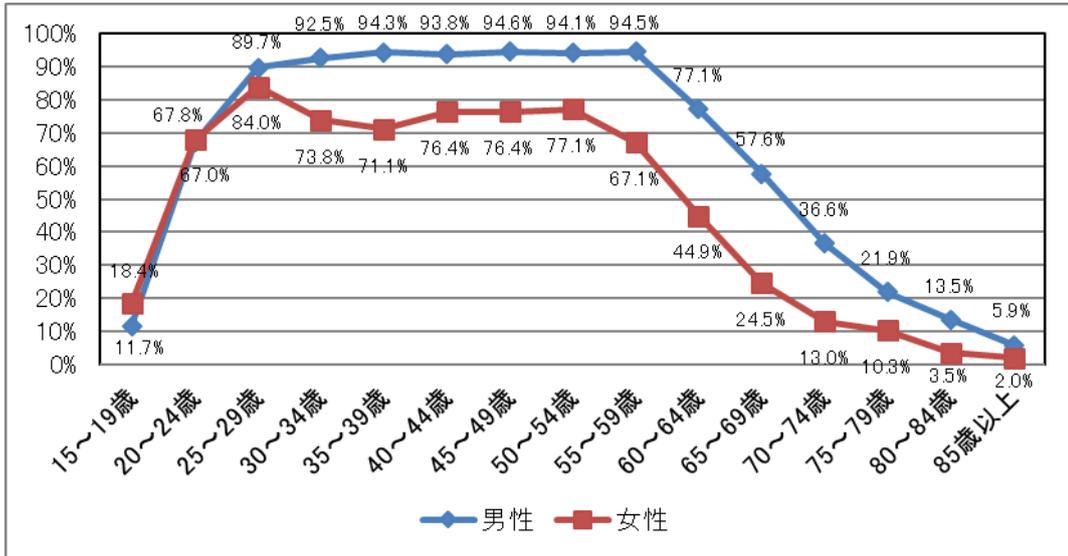


資料：住民基本台帳

④ 女性の社会進出の状況

本町の平成27年国勢調査における男女別労働力率※4（図4）をみると、男性は台形型の曲線になっているのに比べ、女性ではいわゆるM字型曲線※5を描いています。これは、出産・子育てが関係していると考えられます。

■図4 越生町の男女別労働力率の推移



資料：国勢調査

※4 労働力率：生産年齢人口（15歳～64歳）に占める労働力人口（生産年齢人口のうち、労働の意思と能力をもつ者の人口）の比率のことです。

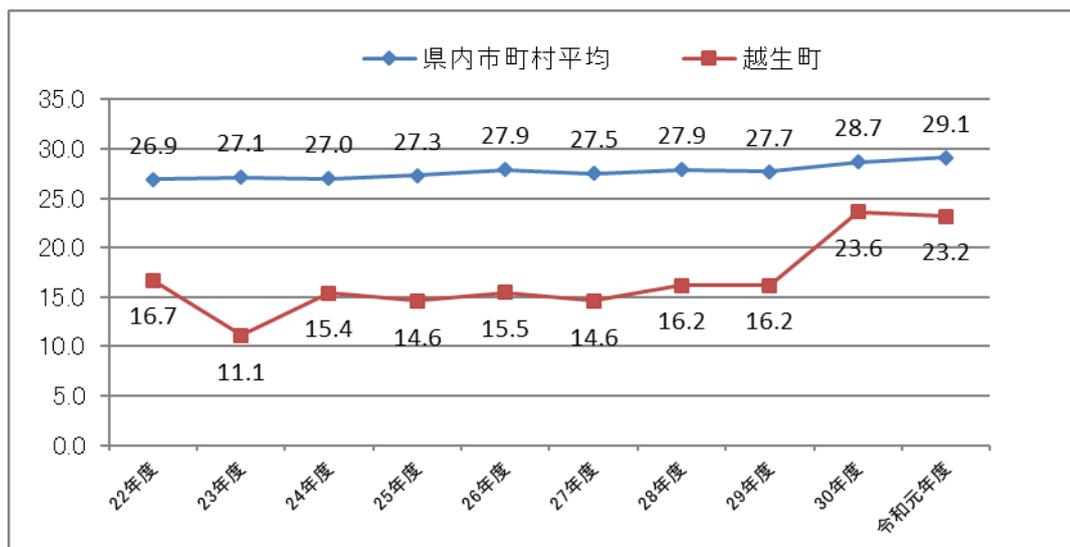
※5 M字型曲線：日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になる。M字を描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことにある。なお、国際的にみると、台形に近くなっている国が多い状況です。

## ⑤ 審議会等における女性の参画状況

(地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等※6)

第3次計画では、審議会等における女性委員の比率を令和2年度までに35%とすることとしていましたが、審議会等における女性委員の比率(図5)で示すとおり、平成31年4月現在で23.2%にとどまっている状況です。

■図5 審議会等における女性委員の比率



資料：埼玉県男女共同参画に関する年次報告(各年度4月1日現在)

## ⑥ 国の経済状況

グローバルな経済秩序の変容等も背景に、我が国の経済は長期的に低迷するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大による経済的な影響などにより、社会全体に閉塞感の広がりが見られます。

このことにより、失業者や非正規労働者が増加し、「男性は収入が安定した正社員」、「誰もが結婚できる」といった考え方の崩壊、家庭の経済状況により、子どもの教育・学習の機会が奪われるといった貧困の「世代間連鎖」が懸念されます。

※6 審議会等：法令・条例で設置されている地方自治法第202条の3に基づく審議会等を指します。

(6) 意識調査の結果

男女平等意識調査

- 1 調査対象者：越生町在住 20 歳以上 80 歳未満の男女 500 人（無作為抽出）
- 2 調査期間：令和2年10月10日～11月10日
- 3 調査項目：男女の平等感、家庭生活、社会参加、仕事、ドメスティック・バイオレンス、性的少数者の人権、男女共生社会の実現のための施策
- 4 回答結果  
回答率：52.4%

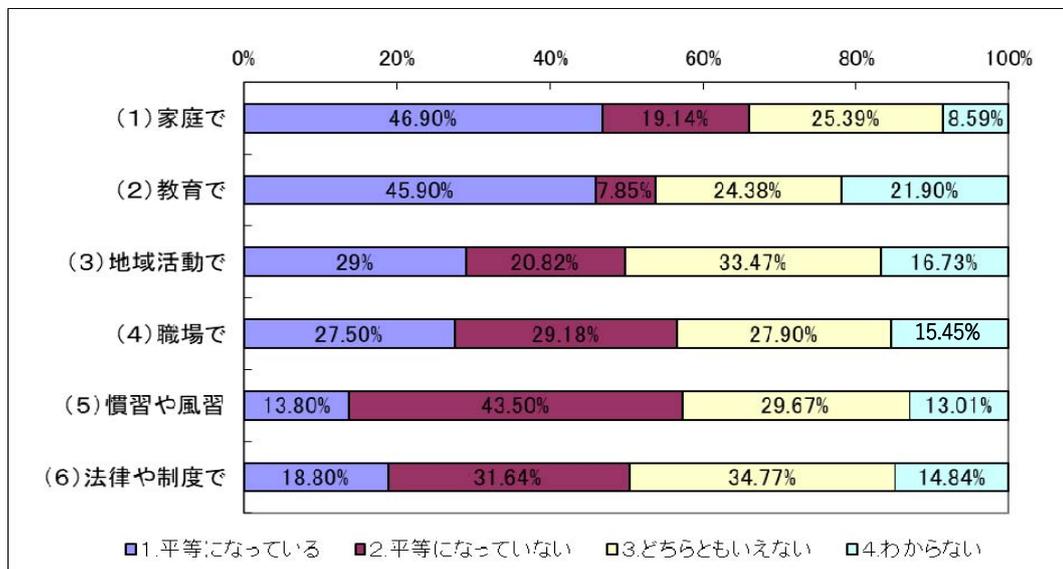
① 男女の平等感

越生町男女平等意識調査（以下「意識調査」という。）の結果をもとに、各分野ごとの男女の平等感（図6）をみると、全体では「家庭」「教育」では比較的平等感が高く、「地域活動」「職場」「慣習や風習」の面で比較的低くなっている状況です。

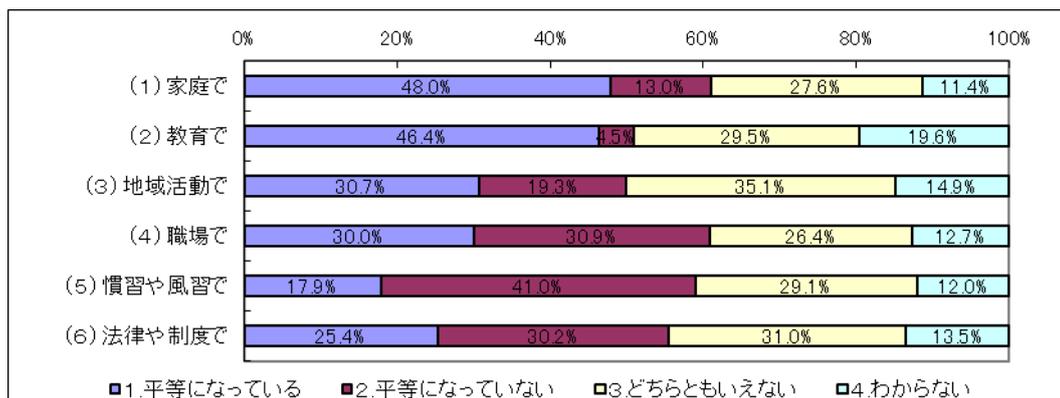
また、女性は男性に比べ「家庭」や「法律や制度」の面で「平等になっていない」と考える方が特に多い結果となっています。

■図6 男女の平等感

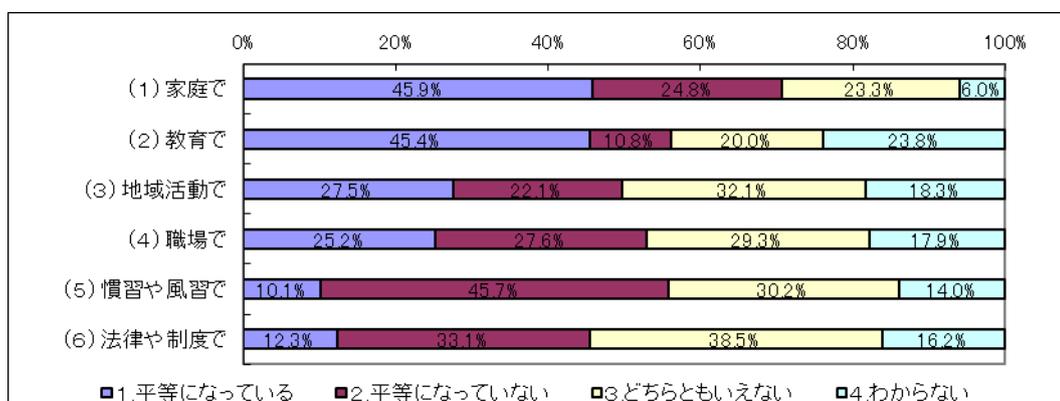
全体



男性



女性



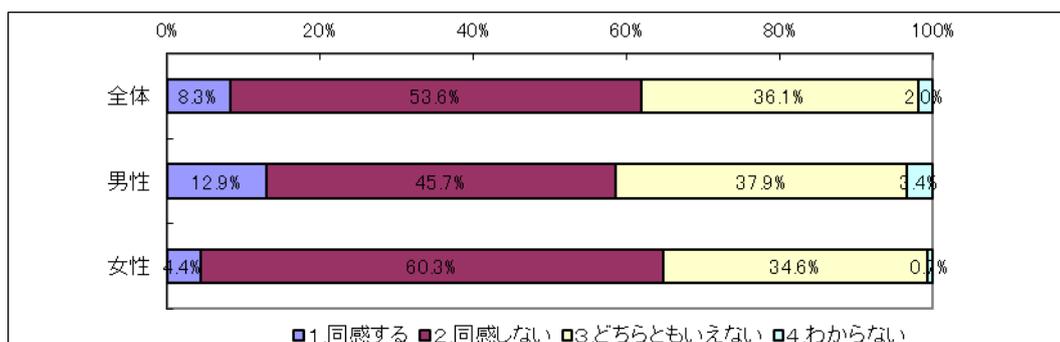
資料：男女平等意識調査（令和2年度）

② 性別役割分担意識

性別役割分担の意識（図7）については、「男は仕事」「女は家庭」という考え方に「同感する」と答えた割合は、図7で示すとおり、8.3%であり、「同感しない」とする方は、53.6%となっており、性別役割分担意識が一定数存在している状況です。

また、家庭生活での役割分担（図8）では、「家事」「子育て」「介護」「家計の管理」など、生活の多くの部分で女性が役割を担っている状況です。

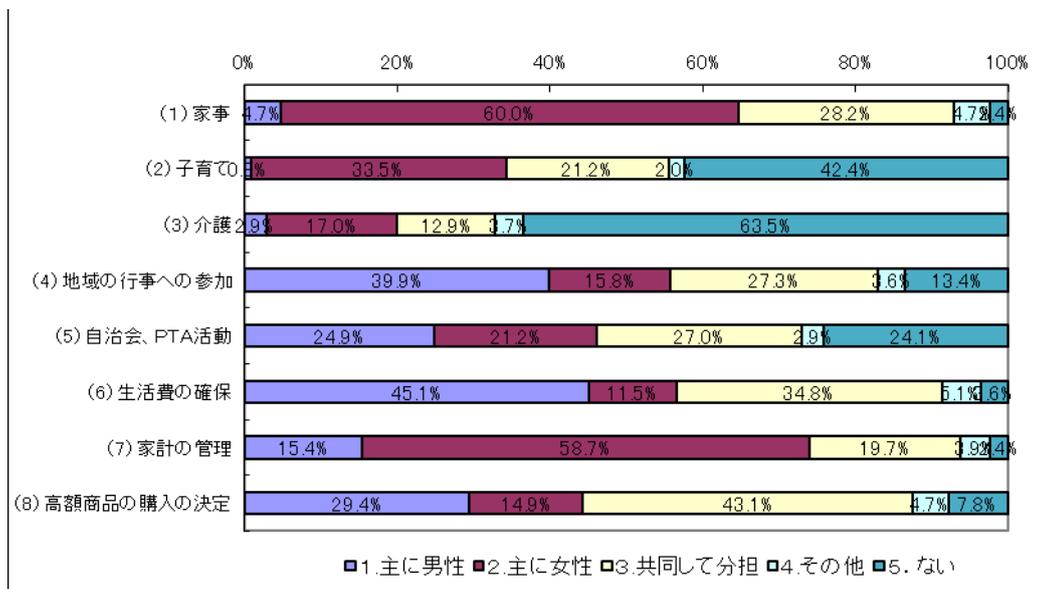
■図7 「男は仕事、女は家庭」に同感する・しない



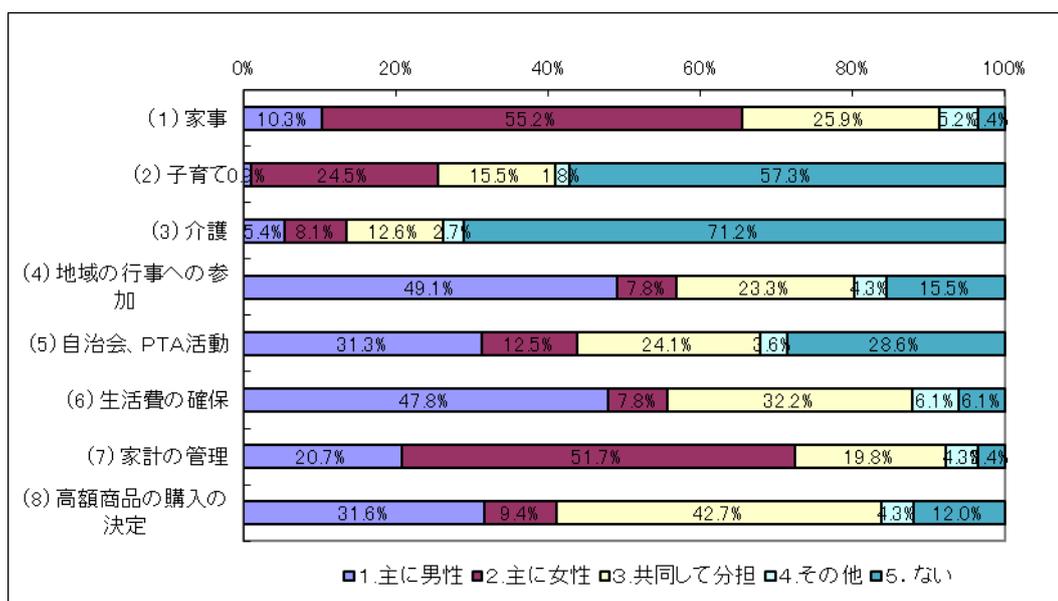
資料：男女平等意識調査（令和2年度）

■図8 家庭生活での役割分担

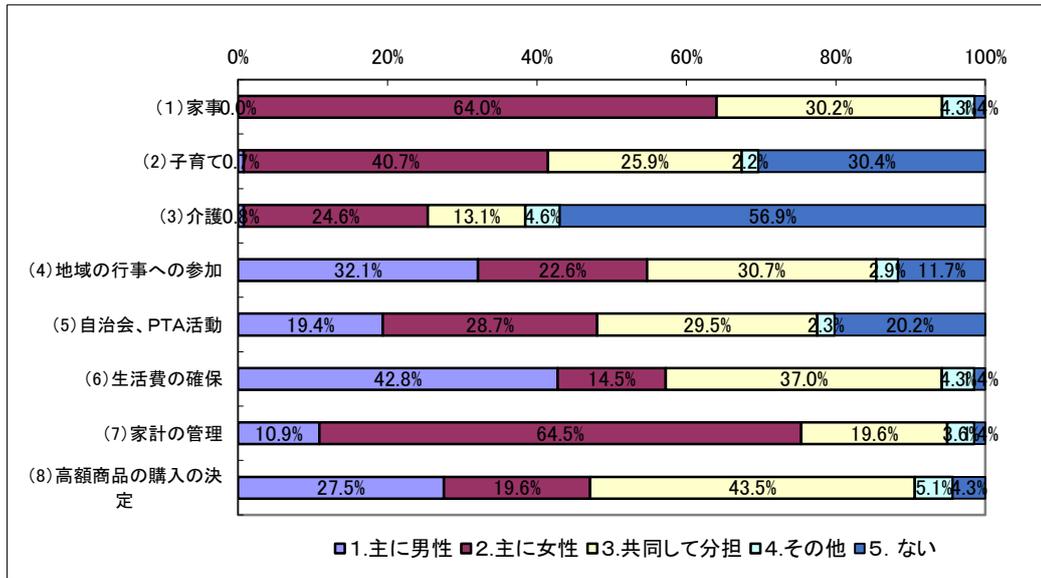
全体



男性



女性



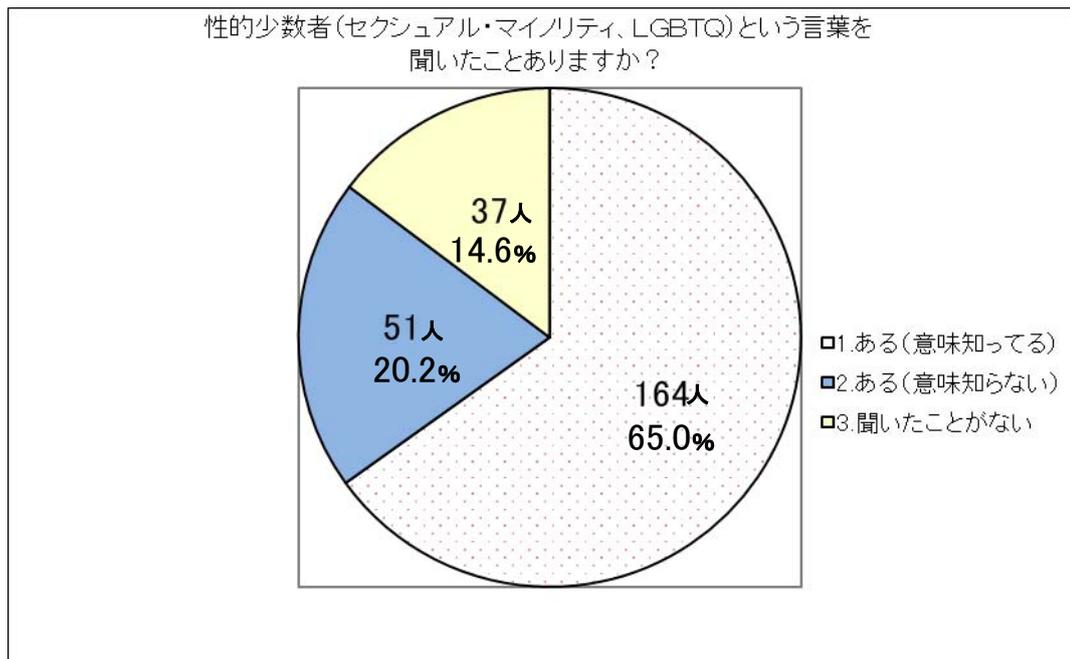
資料：男女平等意識調査（令和2年度）

③ 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ、LGBTQ）の町民の意識

意識調査の結果をもとに、性的少数者の認知度（図9）をみると、「ある（意味を知っている）」が65%で過半数が言葉を認識しています。

「ある（意味を知らない）」は20%。「聞いたことがない」は14.6%で、意味を知らない方は35%という結果になっています。

■図9 性的少数者の認知度



### 3 課題のまとめ

#### (1) 男女の平等感と性別役割分担意識

町が実施した意識調査をもとに、各分野ごとに男女の「平等感」を見ると、「家庭」や「教育」では平等感が高く、「職場」「慣習や風習」「法律や制度」では、低いということがわかります。特に、「職場」「慣習や風習」で不平等感が高いという結果となっています。

また、「法律や制度」では、「平等になっている」「平等になっていない」と考える人の割合が、男性と女性で逆転しており、男性と女性で感じ方に違いがあります。

一方、「男は仕事」「女は家庭」という考え方については、「同感する」と答えた割合は、8.3%（前回14.0%）であり、「同感しない」とする方は、53.6%（前回39.1%）となっており、性別役割分担意識が一定数存在している状況です。男女別でみると、男性の方が「同感する」と答えた方の割合が高い傾向にあります。

性別だけを理由に役割を固定的に分けてしまうことは、結果として個人の能力を発揮する機会や、自由な選択ができる機会を失っていることもあります。

一人ひとりが、自分の可能性にチャレンジでき、またその個性と能力を十分発揮できる環境をつくり、活力ある地域づくりを進めていくことが大切です。

#### (2) 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

政策や方針決定過程へ男女が対等に参画し、双方の意見を施策に反映させることにより、均衡がとれ、安定した社会を形成することができます。

しかし、社会の様々な分野において、いまだに「男性が主、女性が従」といった社会通念が根強く残っており、こういった考え方が、政策や政策決定過程への女性の参画を阻む要因となっています。

本町では、審議会等における女性委員の割合を35%以上とする目標を掲げ、推進していますが、令和元年度においては、23.2%であり、県内市町村平均の29.1%を下回っている状況です。

今後は、埼玉県が目標値40%（平成24年7月に県が策定した埼玉県男女共同参画基本計画の目標値）を目指し、各種審議会の女性委員の人数・比率を定期的に調査・分析をしつつ、計画的に取り組んでいく必要があります。

また、引き続き女性委員のいない審議会等（令和2年4月1日現在、女性委員がいない審議会等は12.5%という状況）を解消していくことが望まれます。

男女が、同じ社会の構成員として、ともに利益を得るとともに責任を担うには、いろいろな方針の決定に、男性も女性も積極的に関わっていくことが重要であり、社会全体として、様々な立場の人の声が反映されるよう働きかける必要があります。

### (3) 男女の仕事と生活

現在、子育てや介護、家事、地域活動などの家庭生活において、主に女性が担っている状況にあります。そのため本町の場合も、女性の年代別労働率が出産・子育てを期に大きく低下する傾向があります。そこで就業の継続を願う女性が仕事を続けられるよう環境整備を行うとともに、男性が子育て、介護、家事労働や地域活動へ参画できるように、男性の働き方を見直す必要があります。

人口減少・高齢化社会が進展する中で、仕事と生活との両立の重要性を職場や地域社会に浸透していくとともに、男女が相互に協力し、社会の支援を受けながら、仕事と生活のバランスの取れた生活スタイルの実現を目指していくことが重要です。

### (4) 全般（まとめ）

今日の社会情勢は大きく変化し、男女とも、自らの意思により能力を発揮し、活躍できる環境は広がりつつあります。

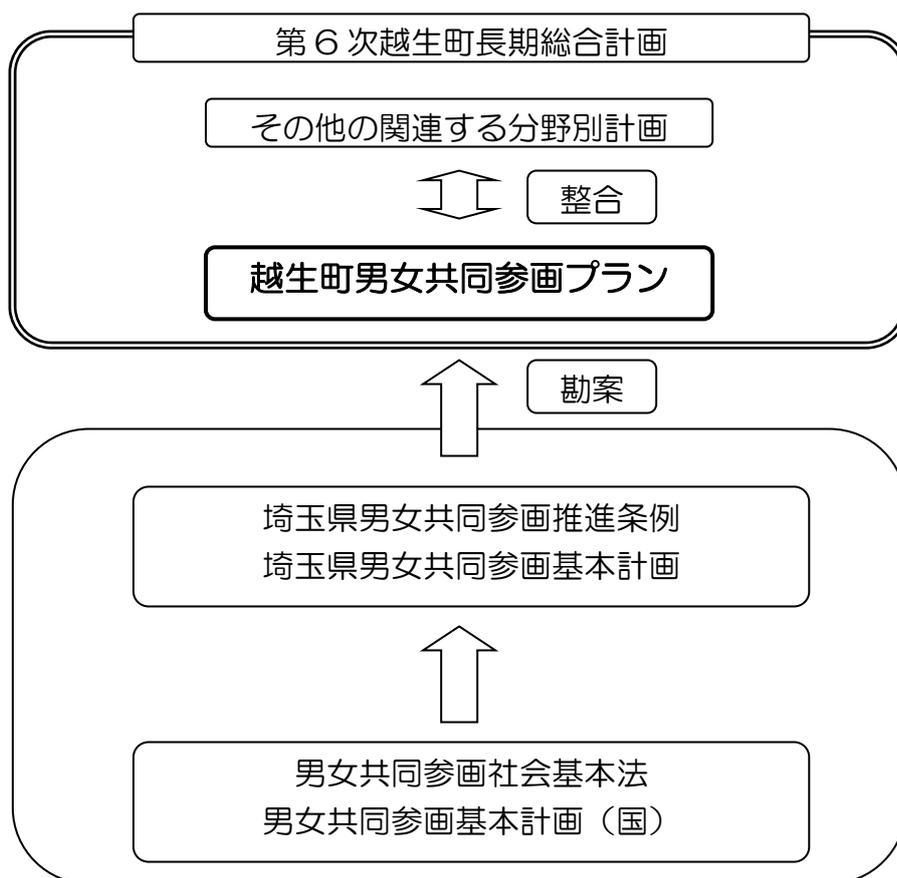
しかし、町の意識調査の結果に表れているように、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、働く女性の環境整備や介護の問題、配偶者等からの暴力など、解決すべき課題があるのが現状です。

全国的な傾向と同様に、本町においても、高齢者が増加し生産年齢人口が減少していくことが予測されます。子育てや介護などを支えるためには、これまでの枠にとらわれず一人ひとりの個性と能力を十分に発揮して、地域全体の活力を高めていく必要があります。

すべての人の人権が尊重され、共に支えあい、いきいきと充実した生活を送ることができる社会を目指す男女共同参画の推進は、行政だけでなく、関係機関や町民と共に進めていくことが大切です。

#### 4 計画の性格

- (1) この計画は、町が男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。
- (2) この計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、進むべき方向と具体的な目標及び目標を達成するための施策の体系を明らかにするものです。
- (3) この計画の一部は「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」、及び「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
- (4) この計画は、「男女共同参画社会基本法」、国の「男女共同参画基本計画」と「埼玉県男女共同参画推進条例」「埼玉県男女共同参画基本計画」と整合性を保ちながら策定しました。
- (5) この計画は、「第6次越生町長期総合計画」、「第7期越生町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「第7期越生町障がい者基本計画・第6期越生町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」「越生町子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画との整合性を考慮して策定しました。
- (6) この計画は、町民の委員による「越生町男女共生推進会議」から意見を伺うなど、町民の意見や要望を反映して策定しました。



## 5 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。ただし、この間の社会情勢の変化や法改正などにより、必要に応じて見直しを図ります。

## 6 数値目標（指標）の設定

越生町の男女共同参画に向けた取り組みをより積極的かつ計画的に推進するため、数値目標を設定します。数値目標を設定することにより、町の状況がどの程度進んでいるか検証し、また、成果をわかりやすくするものです。

ただし、目標数値については、過去のデータの推移、現在の社会状況及び今後の見通しなどを勘案し、適切な数値設定をするとともに、状況によって見直しをする場合があります。

## 7 第3次計画の達成状況

第3次計画については、平成28年度を初年度とし、令和2年度を終期とする5か年計画でした。

第3次計画について下記のとおり達成状況の評価を行いました。

### 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

各事業において、概ね期待どおりの成果となりましたが、「広報紙及びホームページの活用」「男女共同参画の視点に立った文章等の表現の見直し」「各種学級・講座の充実」「まなび亭出前講座の活用」「生涯学習人材登録制度の活用」については、期待どおりの成果となりませんでした。

また、「パネル展の開催」「啓発紙の発行等における啓発」については、事業の実施に至りませんでした。

### 基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画を進める環境づくり

各事業において、概ね期待どおりとなりましたが、「コミュニティの推進」「男女雇用機会均等法の周知」「女性がいきいきと能力を発揮できる就業支援」「多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備」「女性の職業能力開発講座等の情報提供」「再就職支援のための情報提供」「家族経営における役割分担の明確化」「農業従事者への支援」「関係団体の育成」「セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けた情報提供」「法制度の周知徹底」「国際理解の推進」「外国語による生活情報の提供」については、期待どおりの成果となりませんでした。

また、「男性リーダーの育成」「異文化体験事業の実施」「外国語教室の開催」「外国語学習サークルの育成」については、事業の実施に至りませんでした。

### 基本目標3 誰もが健やかで安心して暮らせる男女共同参画のまちづくり

各事業において、概ね期待どおりとなりましたが、「生活習慣病予防の充実」「ママパパ教室の開催」については、期待どおりの成果となりませんでした。

また、「親子体験教室の開催」については、事業の実施に至りませんでした。

第4次計画では、これまでの施策の達成状況を踏まえ、実効性ある計画として策定していくことが大切です。

■表 第3次計画の評価結果

基本目標	施策	評価	
1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	男女共同参画に関する意識啓発の推進		
	男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進		
		広報紙及びホームページの活用	B
		講演会・講座等の開催	B
		パネル展の開催	D
		出前講座の開催	B
		男女共同参画の視点に立った文書等の表現の見直し	C
		性別による固定的役割分担意識の解消	
		性別による固定的役割分担意識の解消を目指す啓発活動	B
		男女共同参画に関する意識調査の実施	B
		各種相談事業の実施	
		人権相談の実施	B
		行政相談・法律相談の実施	B
		相談窓口の周知	B
		人権を尊重するための意識啓発と情報提供	
		職員研修の実施	B
		人権問題講演会の開催	B
		公共施設等における情報提供	B
		男女共同参画を育む男女平等の教育、学習の推進	
		学校教育における男女平等教育の推進	
		教職員研修の充実	B
		指導の充実	B
		生活指導や進路指導の充実と体験学習による職業観の育成	B
		児童・生徒の発達段階に応じた性教育の充実	B
		国際化へ対応した教育	B
		生涯学習における男女共同参画の推進	
		各種学級・講座の充実	C
	女性のチャレンジ支援事業の情報提供	B	
	託児サービスの実施	B	
	まなび亭出前講座の活用	C	
	生涯学習人材登録制度の活用	C	
	男女共同参画に関する図書や資料の充実	B	
	家庭教育における男女共同参画の推進		
	家庭教育学級の充実	B	
	教育相談の充実	B	

## 第1章 計画の基本的な考え方

基本目標	施策	評価
1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護（DV防止基本計画）	
	暴力の防止に向けた意識啓発	
	暴力の防止に向けた啓発活動	B
	啓発紙の発行等による啓発	D
	相談体制の充実	
	相談事業の実施	B
	相談窓口の周知	B
	暴力被害者の保護と支援	
	保護支援体制の整備	B
	関係機関との連携	B
	安全の確保への配慮	B
	多様な自立に関する支援の提供	
	自立に関する支援の充実	B
2 あらゆる分野での男女共同参画を進める環境づくり	政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画	
	審議会等における女性の割合の向上	
	審議会等への女性の参画の推進	C
	公募による委員の拡大	C
	女性職員の積極的な登用	B
	職員研修の実施	B
	男女の人材発掘・リーダー等の育成	
	女性団体、女性リーダーの育成	B
	男性リーダーの育成	D
	男女の家庭生活と地域活動との両立支援	
	地域における子育て支援の充実	
	乳幼児健診・家庭訪問の充実	B
	妊婦健康診査の実施	B
	地域における子育て支援の充実	B
	家庭における子育て支援の充実	B
	子どもの発達への支援	B
	保育サービスの充実	B
	学童保育室の充実	B
	病児・病後児等緊急サポート事業の実施	B
子育てに関する講座の実施	B	
子育てに関する相談体制の推進	B	
男女が共に支える介護支援の充実		
介護サービス基盤の充実	B	
介護相談窓口の充実	B	

基本目標		評価	
2 あらゆる分野での男女共同参画を進める環境づくり	介護者家族のつどいの開催	B	
	在宅保健福祉サービスの充実	B	
	介護保険制度の普及	B	
	家庭生活における男女共同参画の推進		
	家庭教育の充実	B	
	各種教室・講座の充実	B	
	地域活動における男女共同参画の推進		
	コミュニティの推進	C	
	地域活動への参画の促進	B	
	働く場における男女共同参画の推進		
	職場における男女平等の促進		
	男女雇用機会均等法の周知	C	
	女性がいきいきと能力を発揮できる就業支援	C	
	多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備	C	
	女性のチャレンジ支援と能力開発		
	女性の職業能力開発講座等の情報提供	C	
	再就職支援のための情報提供	C	
農林業、商工業における男女共同参画の推進			
家族経営における役割分担の明確化	C		
農業従事者への支援	C		
関係団体の育成	C		
事業所に対する啓発			
セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けた啓発	C		
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた情報提供	C		
法制度の周知徹底	C		
国際理解の推進			
国際理解の推進			
国際理解の推進	C		
異文化体験事業の実施	D		
外国語教室の開催	D		
外国語学習サークルの育成	D		
外国人への支援の充実			
外国語による生活情報の提供	C		
3 誰もが健康やかで安心して暮らせる男女共同	生涯を通じた健康支援の推進		
	健康増進事業の推進		
	生活習慣病予防の充実	C	
	がん予防の充実	B	

## 第1章 計画の基本的な考え方

基本目標	施策	評価	
参画のまちづくり	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の推進	B	
	介護予防の充実	B	
	健康教育の充実	B	
	相談体制の充実	B	
	母子保健事業の充実		
	妊婦健康診査の充実	B	
	パパママ教室の開催	C	
	新生児訪問指導の充実	B	
	予防接種事業の充実	B	
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発		
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知	B	
	母性保護に関する情報提供	B	
	小・中学校における保健教育の充実	B	
	健康づくりの推進		
	健康づくり推進事業の充実	B	
	スポーツ大会・スポーツ教室の開催	B	
	スポーツ、レクリエーション活動の推進	B	
	健康づくりとしてのウォーキングの普及	B	
	食育の推進		
	正しい食の情報提供	B	
	学校給食・保育園給食を通じた食育の推進	B	
	親子体験教室の開催	D	
	安心して暮らせる生活への支援		
	高齢者支援の充実		
	たかとりクラブ（老人クラブ）への支援	B	
	高齢者の就労支援、社会参加の促進	B	
	高齢者への各種支援	B	
	高齢者の学習の場の提供	B	
	障がい者（児）やひとり親家庭の福祉の充実		
	障がい者相談事業の実施	B	
	障がい者の就労支援	B	
	障がい者に対する各種支援の実施	B	
	ひとり親家庭に対する各種支援の実施	B	
防犯体制の整備			
防犯対策の意識啓発	B		
駅前防犯パトロールの推進	B		
防犯パトロール・防犯広報の実施	B		

基本目標		施策	評価
3 誰もが健やかで安心して暮らせる男女共同参画のまちづくり		自主防犯組織の組織化	C
		防犯灯の整備	B
		防災体制の整備	
		防災訓練の実施	B
		自主防災組織の充実	B
		災害対策の意識啓発	B
		女性消防団の結成	B

※ この評価は、計画に示された個々の事業についてどれだけの成果が得られたかに着目して行いました。

※ 事業の成果で用いている指標の凡例は、以下のとおりです。

A：期待以上の成果を上げた	B：概ね期待どおりの成果を上げた
C：期待どおりの成果を上げていない	D：実施していない